

機能性表示食品における 「成分を強調する用語」について

消費者庁食品表示課保健表示室
2025（令和 7）年 7 月

食品表示基準第9条について

■食品表示基準（以下「基準」という。）における規定

食品表示基準第9条（表示禁止事項）

食品関連事業者は、第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

八 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語

- 第7条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語

【現行の考え方】

- ・ 消費者が機能性関与成分以外の成分が表示されることにより、届け出られた機能性関与成分の表示しようとする機能性と誤認しないようにする観点から、当該規定が盛り込まれている。
- ・ 基準第9条第1項第8号で禁止しているのは、「成分を強調する用語」であることから、原材料など「成分」でないものは、該当しない。

※基準第23条に生鮮食品においても同様に機能性表示食品における表示禁止事項の規定がある。

課題及び見直しの方向性について

【課題】

- ・機能性表示食品においては、消費者の適切な商品選択に資すると考えられる、「食塩無添加」や「砂糖不使用」等の成分を添加していないこと、成分を含まないことを強調する用語等を表示することができない。

消費者の自主的な商品選択に
資する表示とするため

【見直しの方向性等】

- 成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示については、
 - ・消費者の適切な商品選択に資する表示として一般的な食品に広く用いられていること
 - ・令和6年8月の基準の改正による表示の明確化により、これらの表示による機能性表示との関連を消費者が誤認するおそれは低いと考えられることから、その他の一般的な食品と同様に容器包装上への表示を可能とする。
- ※（「食塩無添加」や「砂糖不使用」等を表示するためには、その他の一般的な食品と同様に、基準第7条の規定を満たしている必要がある。）
- 一方で、機能性表示食品制度は表示をしたい機能性関与成分及びその機能性に関して届け出る制度であることから、届け出た機能性関与成分以外の成分を含むことを強調する用語については、基準第7条の規定に基づき栄養成分の補給ができる旨の表示を除いて、引き続き表示禁止事項のままとする。

現行の食品表示基準第9条1項第8号のロの考え方①

分類			表示例	表示の取扱い	考え方等
別表第9に掲げる成分	別表第12,13に掲げる成分	強調表示ではない	「鉄1mg」、「ビタミンD」、「食物繊維」、「カルシウム50mg」	一般の食品と同様	「栄養成分名」、「栄養成分名＋含有量（単位の省略を含む）」のみの表示は、強調表示ではない。 - 栄養成分表示の欄に量の記載（表示）は必要。
		強調表示	補給ができる旨 適切な摂取ができる旨	一般の食品と同様	- 基準第7条の規定を満たしている場合、表示可能。 - 栄養成分表示の欄に量の記載（表示）は必要。
			添加していない旨	誤認の観点から禁止	「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号）において、「糖類を添加していない旨の表示の例は、「糖類無添加」、「砂糖不使用」その他これに類する表示をいう」、「ナトリウム塩を添加していない旨の表示の例は、「食塩無添加」その他これに類する表示をいう」と解釈を示している。これらの表示は糖類又はナトリウム塩の強調表示に該当するため、表示不可。
	別表第12,13に掲げられていない成分	強調表示ではない	「n-3系脂肪酸」、「マンガン0.8mg」、「モリブデン」	一般の食品と同様	「栄養成分名」、「栄養成分名＋含有量（単位の省略を含む）」のみの表示は、強調表示ではない。 - 栄養成分表示の欄に量の記載（表示）は必要。
		強調表示	含まないこと 低いこと 低減されたこと	誤認の観点から禁止	「糖質オフ」、「糖質ゼロ」、「低糖質」、「糖質カット」は本制度における「成分を強調する用語」に該当するため、表示不可。

#

現行の表示できない例

機能性表示食品では、
基準第7条の規定（別表第12及び第13）にない成分を強調する用語は、表示できません。



機能性表示食品では、「カフェイン」のような、**基準別表第9に掲げられていない成分**について、成分を強調する用語は**表示できません**。

機能性表示食品では、「糖質」のような、基準別表第9に掲げられている「栄養成分」であっても、適切な摂取ができる旨（含まない旨、低い旨、低減された旨）等として基準第7条（別表第12及び第13）に規定がない成分については、「**糖質ゼロ」「低糖質」「糖質カット**」のような成分を強調する用語は**表示できません**※。

※ただし、単に、基準第7条（別表第9）（栄養成分の任意表示）の規定に基づき、栄養成分表示をすることは可能です。

食品表示基準の改正（案）

食品表示基準第9条（表示禁止事項）

食品関連事業者は、第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

八 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語

イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

ロ 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語

ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語

ニ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語



食品表示基準第9条（表示禁止事項）

食品関連事業者は、第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

八 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語

イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

ロ ~~第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取~~
~~ができる旨の表示をする場合を除き、~~消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別
表第九の第一欄に掲げる栄養成分を~~除く。~~）~~を含むこと~~を強調する用語

ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語

ニ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

※基準第23条に生鮮食品においても同様の規定があり、合わせて改正を行う。

食品表示基準第9条8項の口の改正案を踏まえた考え方

分類			表示例	表示の取扱い	制度改正後の表示の取扱い
別表第9に掲げる成分	別表第12,13に掲げられている成分	強調表示ではない	「鉄1mg」、「ビタミンD」、「食物繊維」、「カルシウム50mg」	一般の食品と同様	一般の食品と同様
		強調表示	補給ができる旨 適切な摂取ができる旨	一般の食品と同様	一般の食品と同様
			添加していない旨	誤認の観点から禁止	一般の食品と同様
	別表第12,13に掲げられていない成分	強調表示ではない	「n-3系脂肪酸」、「マンガン0.8mg」、「モリブデン」	一般の食品と同様	一般の食品と同様
		強調表示	含まないこと 低いこと 低減されたこと	誤認の観点から禁止	一般の食品と同様
			「糖質オフ」、「糖質ゼロ」、「低糖質」、「糖質カット」	誤認の観点から禁止	一般の食品と同様
別表第9に掲げられていない成分	届け出た機能性関与成分以外の成分	含むこと (高いこと、強化されたことを含む)	「GABAたっぷり」、「難消化性デキストリン強化」	誤認の観点から禁止	誤認の観点から禁止
		含まないこと 低いこと 低減されたこと	「ノンカフェイン」	誤認の観点から禁止	一般の食品と同様

参考資料

別表第 9 に掲げる 栄養成分	別表第12 への掲載	別表第13 への掲載
たんぱく質	○	
脂質		○
飽和脂肪酸		○
n-3系脂肪酸		
n-6系脂肪酸		
コレステロール		○
炭水化物		
糖質		
糖類 (単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る)		○
食物繊維	○	
亜鉛	○	
カリウム	○	
カルシウム	○	
クロム		
セレン		
鉄	○	
銅	○	
ナトリウム		○
マグネシウム	○	
マンガン		

別表第 9 に掲げる 栄養成分	別表第12 への掲載	別表第13 への掲載
モリブデン		
ヨウ素		
リン		
ナイアシン	○	
パントテン酸	○	
ビオチン	○	
ビタミンA	○	
ビタミンB ₁	○	
ビタミンB ₂	○	
ビタミンB ₆	○	
ビタミンB ₁₂	○	
ビタミンC	○	
ビタミンD	○	
ビタミンE	○	
ビタミンK	○	
葉酸	○	
熱量		○

別表第12：高い旨、含む旨及び強化された旨の表示の基準値を示している

別表第13：含まない旨、低い旨及び低減された旨の表示の基準値を示している

別表第12及び13に掲げられていない栄養成分は黄ハイライト